

Title	裁判権と強制措置からの免除侵害をめぐる国際紛争の論理構造：国際法模擬裁判大会出場を通して
Author(s)	
Citation	令和5（2023）年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書．2024
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/95160
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

令和5年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」研究成果報告書

ふりがな 氏名	いしだ あやね 石田 彩也音	学部 学科	法学部国際公共 政策学科	学年	2年
ふりがな 共同 研究者氏名	いぶき じゅんや 伊吹 潤也	学部 学科	外国語学部 外国語学科	学年	3年
	みわ きらら 三輪 耀星		外国語学部 外国語学科		2年
	ちょう えきめい 張 亦鳴		法学部法学科		2年
	たかはし りゅうのすけ 高橋 隆之介		法学部法学科		2年
	ひらやま こうき 平山 皓貴		法学部法学科		1年
アドバイザー教員 氏名	にすぎ けんと 二杉 健斗	所属	国際公共政策研究科		
研究課題名	裁判権と強制措置からの免除侵害をめぐる国際紛争の論理構造 —国際法模擬裁判大会出場を通して—				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。(先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い、盗作剽竊にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。)				

I. 研究目的、研究計画

2021年4月、韓国の元従軍慰安婦の事件で、ソウル中央地裁はそれまでの判決とは異なり日本の裁判権免除を認める判決を下した。また2022年、ロシア対外債務が1世紀ぶりに不履行に陥り、その後の強制措置が検討される事態が起きている。一件無関係なこの2つの国際紛争は、論理構造上、非常に関連している。現実の事例に含まれる政治的要素を省くことで、これら国際紛争がもつ論理構造が明らかになる。それは純粋な国際法上の問題である。

この2つの国際紛争、すなわち裁判権と強制措置からの免除侵害をめぐる国際紛争の論理構造を明らかにすることが本研究の目的である。研究にあたっては判例や海外の学術論文、国際機関の文書等英語資料を用いる。

II. 研究方法、研究経過

本研究の関心は現実の事例、国際紛争の分析にあるのではない。むしろ裁判権と強制措置からの免除侵害というテーマをめぐる国際法上の問題の探求にある。したがって、架空紛争事例を設定するため国際法模擬裁判大会 JAPAN Cup 2023 の問題文を検討する。他校の作成した論を分析・比較しながら、阪大チームで作成した論を振り返り、その論点についてさらに詳しく研究する。

この研究を進めていくにつれて、国際司法裁判所(以下 ICJ)の手続き上、裁判権と強制措置からの免除侵害をめぐるのは、管轄権及び反訴をめぐる問題を取扱わざる負えないことが分かった。

III. 研究成果

したがって以下、A)裁判権からの免除侵害をめぐる論理構造、B)強制措置からの免除侵害をめぐる論理構造、C)管轄権及び反訴をめぐる紛争の関連性、の3パートに分けて報告する。

Ⅲ-A. 裁判権からの免除侵害をめぐる論理構造

1. 裁判権からの免除

国は外国の裁判権から免除されるという原則が、慣習国際法上認められている¹。この裁判権免除についてはまた、国連憲章2条1項に規定されている主権平等の原則に根拠付けられ、その例外は主権平等の原則からの逸脱を意味する²。多くの国家実行は、裁判権免除において主権的行為と業務管理的行為を区別し、後者の場合は免除の範囲を制限する³。裁判権からの免除については、国家免除条約があるがこの観点からの考察はⅢ-Bで行っている。

2. 本件における問題の所在

本件において問題になったのは、被告がその国内裁判所において「聖ベレニス大虐殺」に関する民事請求が原告に対して提起されることを容認し、そのことが原告に認められている裁判権免除を尊重する義務に違反したかどうかである。ここで、架空事例「聖ベレニス大虐殺」とは、1940年の両国の武力紛争中に原告の占領軍が被告において行った、1500人近い民間人の大量処刑と無差別殺戮である。したがって、①武力紛争時の軍隊による主権的行為が例外なく裁判権免除を享有するか、さらには②原因行為の虐殺が強行規範の違反であるかどうかを裁判権免除の享有を否定するかという二点の検討の必要があ

¹ 岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020年）187頁。

² *Jurisdictional immunities of the state, (Germany v. Italy: Greece)*, Judgment of 3 February 2012, I.C.J. Reports 2012, para.57.

³ *Id.*, para.59.

る。

3. 問題の検討

裁判権免除に関する判例については、2012年のドイツ対イタリアの裁判権免除事件(以下裁判権免除事件)がある。裁判権免除事件は、第二次世界大戦中のドイツによる国際法違反行為の被害者がイタリアの裁判所で提訴した民事裁判に関わる事件であり、イタリアの裁判所がドイツの裁判権免除を否定したことが国際法上の義務に違反しているか否かが問題となった。

イタリアの第一の主張は「不法行為例外」を問題とした。近年の国家実行において、法廷地国内で身体及び財産の損傷に関する民事訴訟が提起されたとき、裁判権免除を援用できないとする「不法行為例外」が見られるのであった⁴。しかし、この「不法行為例外」が主権的行為に及ぶとする国家実行はアメリカ・イギリス・日本・カナダを含むいくつかの国において確認できる⁵。しかし、国家実行は継続的で均一でない限りにおいて、慣習国際法化したとは評価されない⁶。さらに、とりわけ裁判権免除事件において、武力紛争時の軍隊の主権的行為に関しては、法廷地国内で行われた不法行為であっても裁判権免除を享受すると判示された⁷。当時のICJは、「不法行為例外」を規定しているヨーロッパ人権条約11条を、裁判権免除を定める31条と併せて解釈し、主権的行為には及ばないとし、また国連免除条約12条も、武力紛争時の軍事的な行為に関する裁判権免除には影響を与えないと判断している⁸。

イタリアの第二の主張はイタリアの裁判所に提起された請求の内容とその請求がなされた状況の特別な性格を問題とした。つまりそこでは、原因行為であるドイツ軍の行為が重大な国際人道法違反で強行規範違反であり、ドイツへの主権免除付与に抵触することが主張されたのである。しかしICJは強行規範違反という実体法上の問題と、裁判権免除という手続法上の問題は区別されるとしたうえで⁹、この点に関する国家実行を検討し、強行規範の違反は裁判権免除には影響がないと判断した¹⁰。

よって、①武力紛争時の軍隊の主権的行為について、「不法行為例外」が及ばず、裁判権免除は享有されると考えられる。また②原因行為が強行規範違反であるかどうかについても、裁判権免除の享有を否定する効力を有するとは思われない。しかし、裁判権免除事件にはGaja特任裁判官のように、「法廷地国が駐留に同意した場合の免除制度は理解しうるが、敵国に有利な制度が存在する理由が理解し難い」と反対意見が付されているのもまた確かである¹¹。この駐留国の同意に関しては、少なくとも、駐留国の同意を得ている外国軍隊の行為についてのみ適用除外とするカナダ、オーストラリアなどについていえば、法廷地国の同意を得ていない外国軍隊の行為に関する請求は、Gaja特任裁判官が述べるように、「不法行為例外」規定の適用対象となり、主権免除が否定されることになると考えられる¹²。

もっとも、裁判権免除事件後の2014年、イタリア最高裁・憲法裁判所はドイツ軍の虐殺に対して裁判権免除を否定しており、2022年に再びイタリアの国際義務違反が問われ、ドイツによりICJに提訴され

⁴ *Id.*, para.62.

⁵ *Id.*, para.70.

⁶ *Asylum*, (Colombia vs Peru), Judgement of 20 November 1950, I.C.J. Reports 1950, 276-277.

⁷ *Jurisdictional immunities of the state*, *supra note.* 2, para.72.

⁸ *Id.*, para.64.

⁹ *Id.*, para.93.

¹⁰ *Id.*, paras.96-7.

¹¹ *Jurisdictional immunities of the state*, *supra note.* 2, Dissenting Opinion of Judge ad hoc Gaja, para.9.

¹² 水島朋則『主権免除の国際法』(名古屋大学出版会、2012年)161頁。

ている¹³。また、2021年4月韓国のソウル中央地裁は、軍隊による慰安婦問題に関して日本の裁判権免除を認め、慣習国際法は発展していないと判示した¹⁴。そこでは同様のケースとしてアメリカ連邦最高裁の CL v. Chile 判決で強行規範違反を根拠に裁判権免除を否定したことがあげられたが、それは外国主権免除法に基づいた解釈であり、慣習国際法の成立に影響を与えるものではなかった¹⁵。

4. 小括

以上のように、裁判権免除という慣習国際法上で認められている原則に反して、その例外または享有を否定する特別な状況を規律する慣習国際法を成立させるのは容易ではない。そのことの裏付けになっているのは、2012年の裁判権免除事件以降も国家が裁判権免除を享有できないとする国家実行が一般的とは言えず、当時の慣習国際法が発展していないことであると考えられる。

Ⅲ-B. 強制措置からの免除侵害をめぐる論理構造

1. 強制措置からの免除

強制措置とは、国家が外国財産に対して差し押さえや強制執行等を行うことをいう。これらの措置は、物理的な強制力を伴うことから裁判権からの免除の否定と比しても外国国家の主権を強く制限し、外国国家も過敏に反応することから¹⁶、強制措置からの免除と裁判権からの免除は区別されてきた。後述する国連国家免除条約においても両者は区別して扱われており、2012年の裁判権免除事件において、ICJは両者が異なる慣習国際法のもとに扱われるとしている¹⁷。したがって、裁判権からの免除が認められない場合であっても、強制措置からの免除が認められるか否かを別個に検討する必要がある。

2. 本件における問題の所在

本件において問題となったのは、原告がその国内にある被告の資産について資産開示命令を発出し、被告がこれに応じなかったことで、原告国内の外交的・軍事的な財産を除く全ての資産を商業目的に利用されているとみなすという制裁を課したというものであった。原則、強制措置からの免除の対象となる外交財産と軍事財産を除いて¹⁸、判決後の政府の商業目的の財産は強制措置の対象となるため¹⁹、本件制裁には外国国家が当該財産について強制措置からの免除を主張できないようにする狙いがあると考えられる。つまり、本件においては資産の差し押さえや強制執行には至っていないものの、①法廷地国が外国国家に対して資産情報の開示を命じることができるか、さらには②外国国家の命令の不履行に対してその資産の目的のみなし行為を行うことができるかという二点を検討する必要がある。なお、両国は国連国家免除条約や欧州国家免除条約の締約国ではないため、慣習国際法を踏まえて検討していく。

¹³ Press release 2022 General List No. 183 Questions of jurisdictional Immunities of the State and Measures of Constraint Against State-Owned Property (Germany vs Italy) (Press Release) [2022] ICJ.

¹⁴ 서울중앙지방법원 2021. 4. 21. 선고 2016 가합 580239 판결 [손해배상(기)]

¹⁵ 同上

¹⁶ 松井章浩「国際法上の国家財産に対する強制執行からの免除」立命館法学 2003年4号(290号) 79頁(2003年)

¹⁷ *Jurisdictional immunities of the state*, (Germany v. Italy; Greece), Judgment of 3 February 2012, I.C.J. Reports 2012, para.113.

¹⁸ 国連国家免除条約、第20条1項。

¹⁹ 国連国家免除条約、第19条(c)。

3. 問題の検討

国家免除に関する条約については、2004年の国連国家免除条約や1972年の欧州国家免除条約がある。国連国家免除条約は、国家免除が慣習国際法の一般的な原則として受け入れられていることを踏まえ、免除が認められる範囲を明確化するべく国際法委員会(ILC)によって起草された条約で、30年近くもの長期にわたる交渉を経て採択された。もっとも、条約の交渉では諸国の意見対立が目立ち、批准、受諾、承認又は加入を済ませている国は日本やイタリア、フランス、サウジアラビアなどを含む23カ国にとどまり(2023年12月時点)、効力発生の基準となる30カ国には達していない。また、欧州国家免除条約についても、当事国はイギリスやスイス、オランダなどの7カ国に過ぎない(2023年12月時点)。このように、国家免除については各国の統一的な合意がなく、条約による規律が進んでいない分野といえる。

前述のように本件における両国は国連国家免除条約の当事国ではないが、同条約がさまざまな国家実行を検討し多くの交渉を経て採択されたことを踏まえ、今回の事例において問題となった資産情報の開示命令が同条約においてどのように位置付けられているのか、そしてそうした規定が慣習国際法として効力を有するのかについて検討する。

資産情報の開示命令は、債権者が自身の債権を回収するために債務者の資産情報を明らかにする措置であってディスカバリー(discovery)と呼ばれるもので、国連国家免除条約はその第24条1項において次のように定めている。

「裁判手続のために特定の行為を行い、若しくは行うことを差し控え、又は書類を提出し、若しくは他の情報を開示することをいずれかの国に対して求める他の国の裁判所の命令に当該国が従わなかったこと又は従うことを拒否したことは、事件の本案との関係においてそのような行動がもたらすことのある結果を除くほか、他のいかなる結果ももたらすものではない。特に、命令に従わなかったこと又は従うことを拒否したことを理由として、当該国に対して過料又は制裁を課してはならない。」

この規定によると、法廷地国は外国に対し裁判手続きにおいて情報の開示を命じることができる一方、外国がそれに従わなかったことに対して過料や制裁を課すことが禁止されている。この規定は、法廷地国に文書の提出や資産情報の開示を命じる権限を認めつつも外国がそれを拒否しても著しい不利益を被らないようにすることで、訴訟提起者の正当な利益と国家の特権及び免除の尊重を両立させたものである²⁰。なお、この公定訳で述べられている「過料」及び「制裁」は、英語の“fine”・“penalty”に該当するものであり、金銭的な制裁や外交使節等の拘禁を禁じている²¹。また、「事件の本案との関係においてそのような行動がもたらすことのある結果を除くほか」とあるように、当該規定は外国の命令の不履行によって法廷地国の裁判所が不利な推論を行うことを禁止するものではない²²。

よって、①外国国家に対する資産開示命令について、当該規定は法廷地国が発出できることを前提としているため、それ自体は当該規定に違反しない。また、②外国国家の当該命令の不履行に対する、資産の目的のみなし行為という制裁については、外国国家の不履行に伴って制裁を課したという点で一見当該規定に違反するようにも思われる。しかし、その制裁の内容に着目すると金銭的な罰則や外交使節等の拘禁とは種類の異なるものであり、当該規定が禁ずる「過料」及び「制裁」には該当しないと考えられ

²⁰ R. O’Keefe & C. J. Tams, *The United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property: A Commentary*, p.364 (2013).

²¹ *Id.*, p.367.

²² Draft articles on Jurisdictional Immunities of States and Their Property, with commentaries, UN doc. A/46/10, in the *Yearbook of the International Law Commission*, 1991, vol. II (2), p.62(1991).

る。加えて、資産の目的をみなすということ自体、資産開示命令の不履行の帰結として十分に考えられるだろう。もちろん、先に触れた不利な推論を行うことと、資産の目的をみなすこととの間には、当該外国側に反証可能性があるか否かという点で少し異なるかもしれない。しかしながら、推論とみなし行為はいずれも外国国家の命令の不履行の帰結として生じるものであって、使用目的を明らかにする機会には既に確保されていること、また近年使用目的による免除決定を明確化するために、執行対象の財産を特定して使用目的の「みなし」が行われていることを鑑みれば²³、使用目的のみなし行為を行うことが直ちに国際法違反となるとは言い難い。実際に本件と同様の国家実行としては、2015年のNMLキャピタルとアルゼンチンの裁判において、ニューヨーク地裁が、アルゼンチンが資産開示命令に従わなかった場合に外交・軍事目的の財産を除いて国内のすべての資産を商業目的に使われたとみなすとした例がある²⁴。

もっとも、この国連国家免除条約第24条1項が慣習国際法を反映しているとするのは妥当ではない。慣習国際法の成立要件は国家実行と法的信念であり²⁵、前者については広範かつ実質的に一様であることが必要である²⁶。しかし、前述のように国連国家免除条約の締約国は23カ国にとどまり、第24条と同様の規定をその第18条にもつ欧州国家免除条約についても当事国はわずか7カ国である。また、各国の主権免除に関する国内法を参照すると、当該規定と同様の規定はイギリス²⁷やオーストラリア²⁸、日本²⁹、カナダ³⁰、パキスタン³¹、シンガポール³²、南アフリカ³³などで見られたが、これを広範な実行とするのは妥当ではない。また、法的信念についても、これは当該実行が国際法に基づいたものであるという国家の認識であるところ³⁴、国内法の制定のみから法的信念を導くのは難しい。これらの理由としては、各国が主権免除に関する立法を進めている国があまり多くないことに加え、各国の国家免除に関する判例自体も多くないことが挙げられる。

4. 小括

以上のように、資産開示命令や資産の使用目的のみなし行為について規律する慣習国際法の成立するのは容易ではない。また、仮にそれについて規律する慣習国際法が存在するとしても、法廷地国が外国に対して資産開示命令を発出したり、その不履行に伴いみなし行為を行ったりすることはそのような国際法に違反するものではないと考えられる。

²³ 水島朋則「海外美術品に対する国の管轄権に関する法の形成過程について」芹田健太郎、坂元茂樹、薬師寺公夫、浅田正彦、酒井啓亘編「安藤仁介先生追悼 実証の国際法学の継承」（信山社、2019年）325-327頁

²⁴ United States, District Court for the Southern District of New York, *NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina*, 12 August 2015.

²⁵ *North Sea Continental Shelf*, (Federal Republic of Germany v. Denmark; Federal Republic of Germany v. Netherlands), Judgment of 20 February 1969, I.C.J. Reports 1969, para. 77; *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua* (Nicaragua v. United States of America), Judgment of 27 June 1986, I.C.J. Reports 1986, para.205.

²⁶ *North Sea Continental Shelf*, *supra note*. 8, para.74.

²⁷ The United Kingdom State Immunity Act of 1978, section 13.

²⁸ The Pakistan State Immunity Ordinance of 1981, section 14.

²⁹ 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律、第22条

³⁰ The Canada State Immunity Act of 1985, section 13.

³¹ The Pakistan State Immunity Ordinance of 1981, section 14.

³² The Singapore State Immunity Act of 1979, section 15.

³³ The South Africa Foreign States Immunities Act of 1981, section 14.

³⁴ *North Sea Continental Shelf*, *supra note*. 8, para.77.

III-C. 管轄権及び反訴をめぐる紛争の関連性

III-C-1. 管轄権の基礎失効後の事実を扱う「時間的管轄権」の問題

裁判権免除侵害といった司法判断を争点とする紛争は、その判断が最終的に最高裁判所でなされるまで長い時間がかかる場合があるため、その判断を前にして裁判所が紛争の管轄権の基礎を失う場合がある。大会では、管轄権の基礎となるボゴタ規約失効後に、裁判権免除侵害が疑われる司法判断が被告最高裁判所でなされた。したがって ICJ は、その事実を扱う「時間的管轄権」を有するかを判断しなければならないとされた。

大会では多くの原告チームが、この「時間的管轄権」を有するかについては、2022 年のニカラグア対コロンビアの主権侵害事件(以下「主権侵害事件」)で用いられた「Continuity」と「Connexity」の基準を援用した。しかし、これら要件が管轄権の基礎が失効している事例にも援用できる確立された法理であるか問われなければならない問題であった。

実際、主権侵害事件で、ICJ が「Continuity」と「Connexity」の基準を支持するために引用した5つの判例では、いずれも管轄権の基礎は失効していない。この点、ad hoc McRae 判事は、裁判所が管轄権を有しない事象を扱う紛争と、裁判所が管轄権を有する事象を扱う紛争をどのように同列に扱うべきかを説明していないと批判している³⁵。また、ICJ が最も依拠した 2008 年のジブチ対フランス事件判決では「Continuity」と「Connexity」が時間的管轄権の基準であるとの記述がある³⁶が、その基準を実際に用いた事例は示されておらず、実際には追加的事実の受理可能性に言及した obiter dictum にすぎないと Nolte 判事は反対意見を出している³⁷。ICJ はこの点、管轄権の問題として扱われるケースもあれば、受理可能性の問題として扱われるケースもあるとの解釈を示した³⁸。しかし、管轄権と受理可能性が別の概念であることを踏まえれば、その基準も区別され得るだろう。

実際、ICJ は 1998 年のスペイン対カナダ漁業管轄権事件で、紛争国の同意の表明に付随する条件こそが、裁判所の管轄権の範囲の限界を決めるものであると述べている³⁹。その後 2002 年のコンゴ対ウガンダ事件判決では、紛争付託の同意が国際協定の裁判条項で表現される場合、そのような同意が対象とするいかなる条件も、その限界を構成するものと見なされなければならないとの解釈を示した⁴⁰。ボゴタ規約第 31 条がこの同意を表現する裁判条項であったことを踏まえれば、管轄権の範囲の限界は同規定 31 条の条文解釈によって決定すべきであったといえる。

仮に「Continuity」と「Connexity」の基準が単なる obiter dictum ではないにしても、ICJ はこの基準が管轄権と受理可能性の問題の両方に関連することがどのような意味を持つのかについては考察していない。したがって、そうした基準が管轄権の範囲に関する確立した法理であるとはみなすべきではないだろう。少なくとも、被告チームはそのように主張できたはずである。

III-C-2. 反訴の受理可能性の問題

³⁵ Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicar. v. Colom.), Dissenting opinion of Judge ad hoc McRae, Judgement, 2022, para.8.

³⁶ Certain Questions of Mutual Assistance in Criminal Matters (Djibouti v. France), Judgement, 2008 I.C.J. 177, para.88.

³⁷ Dissenting opinion of Judge Nolte (2022), para.6.

³⁸ Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicar. v. Colom.), Judgement, 2022, para.44.

³⁹ Fisheries Jurisdiction (Spain v Canada), Jurisdiction of the Court, I.C.J. Reports 1998, 432, paras .44-45.

⁴⁰ Armed Activities on the Territory of the Congo (New Application: 2002) (Democratic Republic of the Congo v. Rwanda), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, I.C.J. Reports 2006, p.39, para.88

ICJ 規則第 80 条 1 項によれば、反訴が受理されるには、反訴請求が ICJ の管轄権に属すること(管轄権要件)、かつ、裁判の本訴主題と直接に関係していること(関連性要件)という 2 つの要件を満たす必要がある⁴¹。

管轄権要件はしたがって、上記の「時間的管轄権」と同様の問題構造を持つことになる。つまり ICJ は、本訴の管轄権成立後に管轄権の基礎が失効した場合において、反訴の管轄権を有するかを判断しなければならないとされた。同様の事例である主権侵害事件では反訴の管轄権においてノッテボーム規則が参照されている。しかし、ノッテボーム事件で判示されたのは、管轄権が失効しても、管轄権成立時に付された請求についての本案審議のための管轄権が失われないことのみである。この点は、Tomka、Gaja、Sebutinde、Gevorgian、ad hoc Daude の5人の裁判官が共同意見を出し、同様に批判している⁴²。

大会ではボゴタ規約失効後に付された反訴請求について多くのチームが、このノッテボーム規則を射程外とするものの、管轄権の認定は本訴主題との関連性に議論を集中させていた。つまり、管轄権の基礎の失効後における「時間的管轄権」の判断と同様に、反訴の管轄権の認定に関する確立した法理を用意することは難しく、今後の ICJ による判断の蓄積を待たねばならない。

関連性要件については、本訴主題との事実的・法的の両面から総合的に判断される。関連性要件は、「よき司法運営 (*la bonne administration de la justice, the proper [or sound] administration of justice*)」の確保を、その根拠としていわれる⁴³。しかし、この概念が意味する内容が必ずしも明らかでないために、事実的関連性の考慮要素(地理的関連性、時間的関連性、抗争の性格など)の認定は ICJ の主観的判断を含めかなり柔軟に行われている⁴⁴。したがって以下では、裁判権免除と強制措置からの免除侵害に焦点を絞るためにも、法的関連性について論じる。

法的関連性は、本訴と反訴の両請求で依拠した法規や、追及している法的目的が考慮される。しかし大会では多くの被告チームが裁判権免除及び強制措置からの免除は共に国の主権を根拠とした慣習国際法に基づくという点で一致していることから法的関連性を認めると主張する。ICJ では、このような形で法的関連性を認める論理は採用されていないように思われる。

実際、コンゴ領域における武力活動事件において、コンゴが武力不行使原則違反を追求する中、ウガンダ第三反訴では、コンゴが武装解除をしない点について、ルサカ協定という停戦協定の違反を主張したが、両者の法規の関連性は否定された⁴⁵。つまり、依拠する法規の本質的な目的が平和維持など類似しても、それを法規の関連性までに抽象化して法的関連性を認める論理は無いと考えられる。同様に、裁判権免除事件では、管轄権免除と強制措置からの免除は、国家免除という点で近接性があるだけでは関連性は認められず、明確に区別され異なる慣習国際法が適用されるとされている⁴⁶。

したがって、反訴の受理可能性の要件において、裁判権免除と強制措置からの免除侵害に関する主張は密接に結びつく側面があるとしてもその法的関連性は認められないと考えられる。国及びその財産の

⁴¹ 李禎之「国際司法裁判所における反訴：請求の関連性を中心に」神戸法学年報 19 号 (2003 年) 109 頁。

⁴² *Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia)*, Counter-claims, Order of 15 November 2017, Joint opinion of Judges Tomka, Gaja, Sebutinde, Gevorgian and Judge ad hoc Daudet 2017 I.C.J. 320, para.21.

⁴³ 李禎之、前掲論文、109-110 頁。

⁴⁴ 同上、143 頁。

⁴⁵ *Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda)*, Order of 29 November 2001, 2001 I.C.J. 660, para.42.

⁴⁶ *Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy: Greece intervening)*, Judgment, 2012 I.C.J. 99, para.124.

裁判権からの免除に関する国際連合条約でも、第三部(裁判権免除)と第四部(執行免除)は別々に扱っている⁴⁷。

IV. 研究のまとめ

裁判権と強制措置からの免除侵害をめぐる以上の考察は漸進的に発展する国際法に対して重要な論点を提示しているように思われる。それはまた、大会の問題文、つまり架空紛争事例の検討により見えてきた問題点でもある。したがって、同様の事例が現実となったときに、本研究はその分析に対して国際法の観点から有用な考察を用意したことになるだろう。(大会結果:大阪大学 書面 原告 3位)

判例及び個別的意見

Jurisdictional immunities of the state, (Germany v. Italy: Greece), Judgment of 3 February 2012, I.C.J. Reports 2012

Asylum, (Colombia vs Peru), Judgement of 20 November 1950, I.C.J. Reports 1950,

Press release 2022 General List No. 183 Questions of Jurisdictional Immunities of the State and Measures of Constraint Against State-Owned Property (Germany vs Italy) (Press Release) [2022] ICJ

서울중앙지방법원 2021. 4. 21. 선고 2016 가합 580239 판결 [손해배상(기)]

North Sea Continental Shelf, (Federal Republic of Germany v. Denmark; Federal Republic of Germany v. Netherlands), Judgment of 20 February 1969, I.C.J. Reports 1969

United States, District Court for the Southern District of New York, NML Capital, Ltd. v. Republic of Argentina, 12 August 2015.

Fisheries Jurisdiction (Spain v Canada), Jurisdiction of the Court, I.C.J. Reports 1998

Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda), Order of 29 November I.C.J Reports 2001

Armed Activities on the Territory of the Congo (New Application: 2002) (Democratic Republic of the Congo v. Rwanda), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, I.C.J. Reports 2006

Certain Questions of Mutual Assistance in Criminal Matters (Djibouti v. France), Judgement, I.C.J Reports 2008

Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia), Counter-claims, Order of 15 November 2017, Joint opinion of Judges Tomka, Gaja, Sebutinde, Gevorgian and Judge ad hoc Daudet 2017 I.C.J

Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean

⁴⁷ United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property (2004), Preamble. p.2.

Sea (Nicar. v. Colom.), Judgement, 2022

国内法

The United Kingdom State Immunity Act of 1978

The Pakistan State Immunity Ordinance of 1981

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律

The Canada State Immunity Act of 1985

The Pakistan State Immunity Ordinance of 1981

The Singapore State Immunity Act of 1979

The South Africa Foreign States Immunities Act of 1981

参考文献

岩沢雄司『国際法』(東京大学出版会、2020年)

水島朋則『国家免除の国際法』(名古屋大学出版会、2012年)

松井章浩「国際法上の国家財産に対する強制執行からの免除」立命館法学 2003年4号(290号)

R. O'Keefe & C. J. Tams, The United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property: A Commentary

Yearbook of the International Law Commission, 1991, vol. II

水島朋則「海外美術品に対する国の管轄権に関する法の形成過程について」芹田健太郎、坂元茂樹、薬師寺公夫、浅田正彦、酒井啓巨編「安藤仁介先生追悼 実証の国際法学の継承」(信山社、2019年)

李禎之「国際司法裁判所における反訴:請求の関連性を中心に」神戸法学年報 19号(2003年)

United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property (2004), Preamble